



商工会だより

令和3年度 第4号
発行所: 京北商工会

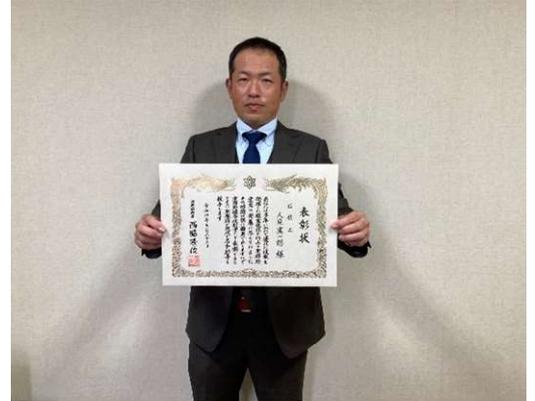
京都府優秀技能者表彰(現代の名工)
を受賞されました！



人見石工 様

おめでとうございます！

「京都府優秀技能者表彰」は京都府内の各産業分野(伝統産業を除く)で最高の技能を発揮して産業発展のために貢献されている“現代の名工”を表彰するものです。



京都らしい宿泊施設表彰を受賞されました！



料理旅館 すし米 様

おめでとうございます！

「京都らしい宿泊施設表彰」は地域の多様な主体の一員として、市民生活と調和し、地域団体等と連携した取り組みによって地域経済や地域コミュニティの活性化に貢献されている宿泊施設を表彰するものです。



京都府商工会青年部連合会・京都府商工会女性部連合会
創立 50 周年記念功労者表彰を受賞されました！

青年部・女性部活動に特に貢献された方(平成 23 年度以降に役員として通算 8 年以上在任)として
本会から下記の方々が表彰を受けられました。おめでとうございます！



<青年部> (50 音順)

東 昇平 様 ・ 大下 孝広 様 ・ 大島 剛司 様 ・ 仲井 亮文 様 ・ 中道 知圭 様

<女性部>



渡邊 多津子 様

新入会員様のご紹介

～どうぞよろしくお願いいたします。～（令和4年1月～3月ご入会）

地区	事業所名	代表者名 (敬称略)	業種
弓削	海老瀬自動車	海老瀬 哲	自動車販売・整備業
周山	京北堂(株)	仲井 亮文	木工品等製造業
弓削	HYDRANGEA(一社)	吉田 祥子	装花請負業
その他	(株)セントラルフルーツ	田中 勝三	野菜果実小売業

支援金



新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

<対象者>

新型コロナウイルスの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者。

<申請期間>

令和4年5月31日(火)まで

<給付上限額>

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円越～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

<算出式>

給付額は前記で定めた上限額を超えない範囲で、「基準期間の売上高」と「対象月の売上高」に5をかけた額との差額。

$$\text{給付額} = (\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \times 5$$

基準期間… 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

対象月… 2021年11月～2022年3月のいずれかの月。

<事前確認>

申請には認定支援機関での事前確認が必要です。本会でも実施しておりますので、希望される会員様はお問い合わせください。

☆商工会での確認後、以下にて申請手続きをお願いします。(事前に仮登録が必要です)

◆ 事業復活支援金ホームページ <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

☆一時支援金・月次支援金を申請された会員様については改めて事前確認を受けていただく必要はありません。

補助金

小規模事業者持続化補助金 <一般型>

(令和元年度補正予算・令和3年度補正予算)

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者の皆様が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成したうえで、行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の皆様の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

<申請スケジュール>

第8回受付締切 : 2022年6月3日(金) [郵送または電子申請]

第9回受付締切 : 2022年9月中旬を予定 [郵送または電子申請]

第10回受付締切 : 2022年12月上旬を予定 [郵送または電子申請]

第11回受付締切 : 2023年2月下旬を予定 [郵送または電子申請]

<補助率・補助上限額>

令和4年度は従来あった「コロナ特別対応型」「低感染リスク型」が廃止され、「一般型」に現行の通常枠の他、5つの枠が新設されます。

類 型	通常枠 (現行)	特 別 枠 (新 設)				
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3(赤字事業者 については3/4)	2/3			
補助上限	50万円	200万円			100万円	

※販路開拓に必要な経費の一部を補助します。

※特別枠(新設)には追加申請要件があります。

※通常枠、特別枠いずれか一つの枠のみ申請可能です。

<特別枠(新設)一覧>

類 型	概 要
賃金引上げ枠	販路開拓の取組に加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者 ※赤字事業者は補助率3/4に引き上げると共に加点を実施
卒 業 枠	販路開拓の取組に加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	販路開拓の取組に加え、アツギ甲子園においてファイナリストに選ばれた小規模事業者
創 業 枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む創業した小規模事業者
インボイス枠	免税事業者であった事業者が、新たにインボイス発行事業者として登録し、販路開拓に取り組む小規模事業者

◆ 京都府商工会連合会 小規模事業者持続化補助金特設ページ

https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1045

インボイス制度 登録申請の受付が開始されています

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録が必要)のみが、適格請求書(インボイス)を交付することができます。

Q.そもそもインボイスって？

A.売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。具体的には現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

Q.インボイスを交付するには？

A.適格請求書発行事業者のみが交付できます。適格請求書発行事業者となるためには税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。
また課税事業者にならないければ登録を受けることができません。(1年間の売上が1,000万円以下でも課税事業者になることができます)

Q.インボイスは誰しも登録しないといけないの？

A.適格請求書を交付できるのは登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、登録を受けるのか、受けないかの判断は事業者の任意です。但し、登録を受けなければ適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができません。一方で消費者や免税事業者などに対する交付義務はありません。このような点を踏まえ登録の必要性をご検討ください。

◆国税庁インボイス特集ページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

◆京都府商工会連合会特設ページ インボイスに関する youtube 動画

https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1432

事務局からのお知らせ

令和4年度についても本年度と同様の事務局体制となります。
会員の皆様にはかわらずお世話になりますよう、よろしく願いいたします。



事務局長	河合	正晃
経営支援員	田中	尚樹
経営支援員	藤原	昌美
経営支援員	奥本	達也
記帳指導員	上野	寿彦



商工会だよりに関するお問い合わせは

京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173

URL <https://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール keishoko@skyblue.ocn.ne.jp

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

小規模共済 検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
小規模企業共済

1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。
契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。



中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

取引先の倒産から会社を守る制度です!

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に
掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

経営セーフティ共済 検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
経営セーフティ共済

2021.6

働くみんなに、大きな安心。

中退共

中小企業退職金共済制度

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

安全
国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

有利
掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単
社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

中退共 (独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211